

令和3年度第1回 田辺市障害者施策推進協議会 会議録

1. 開催日時 令和3年11月22日 月曜日 午後7時30分～午後9時

2. 開催場所 田辺市民総合センター 2階 交流ホール

3. 出席委員 委員28名中 出席22名 欠席6名

4. 事務局 障害福祉室 馬場崎室長、栗山係長、梶垣事務員

5. 内 容

(1) 開 会

(2) 挨拶 保健福祉部 虎伏部長

(3) 会長選出 和歌山県自閉症協会 大久保尚洋会長

(4) 議 題

①令和2年度における障害者施策の実施状況について

・障害者計画の実施状況について

・障害福祉計画の実施状況について

②その他

6. 議題に対する質疑応答

議題① 令和2年度における障害者施策の実施状況について

●A委員

知的障害者等意思疎通支援者派遣事業について、障害の程度やどういった意思疎通を行っているのですか。

○事務局

知的障害及び精神障害のある方が、例えば病院等で診察を受ける場合、うまく自分の気持ちを伝えられず、また、医師の説明の理解も難しい場合に双方の間に立っていただけの方等を派遣する事業です。

●B委員

ふたば福祉会と田辺市社会福祉協議会が、この事業をやっておりますので、ご活用ください。

●C委員

資料2の2ページにある生活介護の実績について、平成30年度から令和2年度まで計画の数値は変わっていないが実績は計画を上回っている。令和3年3月に策定した「田辺市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」と見比べると、令和3年度の生活介護の計画は、一月当たりの利用日数が5,589日となっていて、就労継続支援B型の計画の利用日数については5,347日に減っているんですが、これは、就労継続支援B型から生活介護に事業が変わったということでしょうか。

○事務局

「田辺市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の障害福祉サービスの見込量の設定につきましては、過去3年程度のデータと併せて、令和3年度以降に、生活介護事業を実施するとか、あるいは就労継続支援B型事業所を閉める等、障害福祉室で把握しているデータをもとに、委託業者と協議しながら叩き出したものでございます。

●D委員

資料2の2ページにある就労継続支援A型の一月当たりの利用日数について、令和元年度が1,802日で、令和2年度が1,466日に減少しているが、これは就労継続支援B型に移ったということですか。

○事務局

就労継続支援A型事業所においては、事業収益から必要な経費を差し引いた額により利用者への賃金を支払うこととされていることから運営が困難となり、A型からB型に移っていく事業所もあり、利用日数が減ってきていると理解していますが、詳細につきましては、調査いたしまして、後日、報告させていただきます。

●A委員

資料1の9ページ、学童保育所の障害児受入れについて、対応が可能と判断した軽度の障害児について、各学年1～3名を受け入れているあります。各学童保育所で1名～3名を受け入れているが、保護者からはもっと見てほしい等という要望があると思うんですが、学童保育所の指導員の対応とかによってそうなっているんでしょうか。

○事務局

直接の担当課は子育て推進課になるんですが、学童保育所の指導員には、いろんな方がいらっしゃるって、教職免許を持っている方や何も資格を持たれていない方もいらっしゃいます。対応できる指導員がいないということで、学年1～3名を受け入れているとしているのではないかと思います。詳細につきましては、調べまして、後日、報告させていただきます。

●E委員

資料1で、各事業に関して、どれだけ市のお金が使われているかが記載されています。私は、相談支援事業の業務を行っていますが、作業所とか放課後等デイサービス等の障害福祉サービスにつなげることも大きな役割の一つになっています。相談事業の委託料の金額もでていますが、つなぐことで、これだけ市のお金を使わせてもらっているんだなど。これだけの責任のある仕事を、いろんな方のお力をいただいて、つながっていているんだなど感じました。

●F委員

紀南障害者就業センター・生活支援センターでは、障害のある方が一般就労をしていくための支援、それに伴う生活上の支援ということで、多岐に渡った支援を行っております。

一昨年度から、田辺市の法定雇用率の未達成の部分について、業務の洗い出しの助言等をさせていただいております。なんとか無事に法定雇用率を達成していただけました。公的な機関に就職を希望されている方にとってもチャンスであったというのは正直あったと思います。

ただ、教育委員会が未達成ということに関して、業務の洗い出しをいろいろなポジションでやっていただいているということをお聞きしていますが、なかなか配置が難しいのかなと正直思っています。短時間就労をされている方もおられまして、その方たちも、ワンステップしてフルタイム6時間、また、会計年度職員としての長期時間を希望されている方もおられるということで、それに対する業務の洗い出しに苦慮されているとお聞きしていますが、そうした業務もあれば達成できるのではないかと思います。

また、一般企業に関しましても、この地域では、充分、障害のある方の受け入れも進んでおりまして、県内でも、全国でも就職率が上位である状況になっています。

●G委員

気になる箇所があります。資料1の17ページの下の方の「田辺市雇用促進奨励金交付制度」に「1ヶ月1万円」とあり、カタカナの「ケ」になっているが、令和3年3月12日に文部科学省の文化審議会国語分科会が発行した「新しい公文作成の要領に向けて」という報告書の中では、「ケ」と表記せず、ひらがなの「か」にすべきであるとしている。

ところが、資料1の1ページの下の方の「広報田辺点字版」では、「3か月分」と表記しているので、ひらがなの「か」に統一した方がよいと思いを言わせていただきました。

●会長

相談事業であったり、就労の問題等についてのご意見がございました。

今後3年以内に、民間事業者に対しても合理的配慮を義務付ける問題も出てきますので、新たな動きの中で、企業における現在就職している障害者に対する合理的配慮、また、その合理的配慮そのものが、障害のある人を雇用しないようにならないような部分、また、グループホーム等についても、厚生労働省は、通過型と継続型というなかで、かつて施設を減らしたように、予算が圧迫してくるから、グループホームについても同じようなことを考えているようでありますので、今後、状況が非常に変わってくると思います。今後とも、注意深く、また、アンテナを張っていただかなくてはならないケースが多いかと思えます。

教育委員会で、法定雇用率が達成できていないとの説明がございました。私は、常々、卒業証書を渡しているのだから社会に出せるんやろと。だから、就職させてあげてほしいと言っている。

●F委員

教育委員会の業務の洗い出しがすごく難しい。学校内で雇用していただけるのであれば、法定雇用率の達成はできると思うが、事務補助等になると県管轄になってしまう問題がでてきたりとかいう問題にも苦慮している。自分たちでも、学校事務補助とか用務員補助という部分に関して、助言させていただいたが、一人の人が、2か所の学校を掛け持っているケースもあったりした場合に、配分するのが難しいとか、移動するのが難しいとかということを知ったことがあり、ちょっと難しい部分があります。

●D委員

いろいろな政策があり、それらの課題も出ているんですが、今の制度の中でいろんな問題が出てきていることを報告させていただきます。

一つ目は、やおき福祉会で就労移行支援事業を実施されていますが、ふたば福祉会及び和歌山県福祉事業団もやめましたので、この地域で一つとなります。就労移行支援事業というのは、就職をさせるという就職支援ということでなんですが、その人たちを就職させるとその人達はいなくなるので、次の年度に入って来ないんです。職員を置かなくてはいけないのに利用者がいない状況で、県下において廃止をする事業所が増えている。県において、就労移行支援事業の連絡会を設置したが、そういうことを求めているのではなくて、制度の弱点をしっかりと見なくてはいけない。就労移行支援事業がはやっていた頃は、いろんな実績や就職につながったケースもあり成果もあったと思うが、成果を出せば出すほど、次の年は、人がいなくなって事業所はつぶれていくという課題があります。

二つ目は、先ほど、学童保育所の話がありましたが、放課後等デイサービスの中に、今までは知的障害者の方が多かったが、最近では、発達障害の方が利用されている。元々、集団性に弱い子どもたちが放課後等デイサービスを利用するんですが、彼らも行き場がないんです。恐らく、普通の学童保育所では絶対無理で、やはりじっくり時間をとって、特別な支援をしないとその場所に来れない。ひどいときは、その人がその場所に来るから僕は行かない。知的障害者の人たちにはそれがなく、あの人に来るんだったら僕も行こうというのが結構あるんですが、発達障害の方には、いくつか課題があって、集団性とか組織性に弱い。でも、来た子ども達は、来れば来るほど元気になっているのは事実なので、発達障害の子ども達を本当にちゃんと受けていくとすれば、特化したかたちで新しい支援策をつくらないと続かないのではないかと思う。

三つめは、グループホームの問題です。先ほど、制度が変わると申し上げましたが、現在、一番困っているのは人手不足なんです。

入所施設においても、泊まる業務を希望してこないが、特にグループホームは本当に来ない。労働基準監督署から働きすぎ、残業し過ぎである指導を受けているが、その時間に人が来ないから、どうしてもものすごい勤務時間になってしまうという悪循環が今も続いている。まずは、やはりこの人手不足の問題について、福祉だけではないと思うが、やはり人が人を支える組織が大変しんどくなっているのは事実です。これは、やはりちゃんとした施策をしないといけない。恐らく将来介護の方も同じ状態になってくと思う。ふたば福祉会もヘルパー事業所をやめたんです。ヘルパー事業所を利用したいとの希望はあったんですが、ヘルパーがいないことから事業所として成立しないので、残念せざるを得なかったんです。

入所施設では、終末まで見ていくことはあると思うんですが、グループホームでも、行き場がなくて終末を迎える方が増えてきています。その背景には、ふたばのグループホームは古いから、70代や80代の利用者は今後どんどん増えてくると思うんです。ところが一方で、グループホームというのは非常に職員が少ないんですが、でも、求められる支援の中に医療的支援なども出てきているんです。今のグループホームの制度では限界にきているので、この点についてももう少し研究がいると思うんですが、やはり今の高齢障害者を含めた彼らが生活の場として、終末も含めてそういう施設とすれば、そういうホームに、そういう制度にしていけないと大変なことになるのではないかと、最近思っています。

議題② その他

●会長

障害者施策の実施状況についての質問等々については、ほとんど出たかと思しますので、その他に移らせていただいて、意見交換をしてきたいと思えます。

今、おっしゃられたように、特にグループホームなんかは、全国的に見ますと、大規模な事業所が行っているところについては、夜間のスタッフをうまく割り当てられているんですが、小規模の事業所ではそういうことができないという問題があります。こうした中、看護スタッフによる支援サービスの事業をやり始めている事業所もあり、変わってきつつある状況にあります。

コロナ等々の問題があったんですが、和歌山県から国に対し、こういった問題があるので対策を要望しても、和歌山県においてはコロナ患者が100%入院出来ているのであるから、和歌山県の要望は要望のうちに入らない。全国では、和歌山県以上に状況の悪いところがあると一蹴されました。そういう意味では、和歌山県内の医療関係者の皆様方の努力に感謝しているところでございます。

●H委員

障害の線引きをどこにするか。精神疾患ではないけれども、引きこもりの方はたくさんおられます。そういう方達の居場所等がどうなっているか。そういう方達の情報を拾い上げて、今後どうしていくかというご検討をいただければと思えます

●I委員

バリアフリー計画は、田辺市内全域をバリアフリーする計画ですか。

○事務局

平成20年3月に策定しました「田辺市バリアフリー構想」がございまして、この計画は、紀伊田辺駅と田辺市役所・紀南文化会館と市民総合センターを結ぶ直径1kmの範囲を、「田辺市バリアフリー構想」の中で計画を位置づけ実施していくものでございまして、田辺市全域を範囲としたものではございません。

●I委員

この地域を計画の範囲としたのは、障害のある方が利用する頻度が高いからという理由ですか。

●会長

実は、私とその委員長をやっていたのですが、市街地の中心部、特に市役所や市民総合センター、JR紀伊田辺駅等の公的な部分が中心でした。特に一番初めは駅の利用の仕方という部分の中で、例えば、電車に乗って車いすや電動車いす等で田辺駅に来た場合、田辺駅で降りることができるのか。また、周辺の芳養駅や新庄駅等では、障害のある人が一人で車いすで来てもスタッフや職員がいませんので、どうにもならない。そうした部分の中で、JR紀伊田辺駅に対してエレベーターの設置等を含めたいろんな要望を行った。本来、駅のエレベーターの設置に関しては、1日の乗降者数が5,000人以上の駅ということでありましたが、バリアフリー基本構想策定時には、JR紀伊田辺駅は、4,000人前後であったかと思うんですが、エレベーターを設置してもらうことはできたんです。

そういったところで、過去には、駅のトイレにおいて、カギをかけて締め出しにあっ

たとかという問題もあつたりして、大勢の人が出入りする市役所等を中心に、道路等のバリアフリーの状況を点検していこうということで、JR紀伊田辺駅から市民総合センター、市民総合センターから市役所、市役所からJR紀伊田辺駅の3つのグループに分かれ、歩いて点検をいたしました。

そうした中で、改善点を田辺市に挙げ、県にもお願いいたしました。まだまだできていないところはあるんですが、引き続きお願いしているところです。

● J委員

人手不足について、各町において、確かにお年寄りの割合が高くなってきている。町内会をやめたいというところもでてきており、祭りもできない状況になってきている。これは、どの事業所でも抱えている問題と同じであるので、75歳以上の人が介護してほしいという状況になったときに、国が対処するのか、各自治体が対処するのか、各施設が対処するのかというのは大きな問題として出てきている。

町内会をやめたいという町内会が出てきているが、市役所としては、誰かしら代表をつくって、町を残してほしいということと言われる。ですから、直前のことを見るのもいいですが、中長期において、確実にそうなるのであるから、意見交換であるというか想像力というか、そういうことも本当に感じるような委員会というか。短期を見るのではなしに、長期を見るような政治家なり、自治を担っている人が、このようになるのであるからこうしようという制度づくりに邁進すればいいのではないかと思います。

● K委員

私は、右足が義足なので、左足アクセルで車を運転しています。

先日、ホームセンターへ行ったんですが、障害者駐車区画が数台あるので、そうした時は、そこに停めさせていただくんですが、車いすの方が降車できる白い車線の部分のところにコーンを置いていたので注意をさせていただきました。そういうお店が多いので、お店の方にも、そうした教育の場が必要かと思えます。

● 会長

理解啓発が足りないんです。何のためにゼブラゾーンがあるのか。なぜゾーンを広く開けておかなくてはいけないかということをもっと広く知ってもらわないといけない。

障害者スペースに車を置かない、点字ブロックの上に車や自転車を置かない等ということが、なぜなのかということや、ちょっとぐらいであればいいという方が、結構いたりするので、それが一番困る部分であるんです。

ただ、ユニバーサルデザインのトイレ等については、障害のある人、ない人、関係なしに使えるような部分もある。その辺のところについて、ちゃんとした理解ができていかいないかについては、企業に対しても必要ではないか。理解啓発となれば、どうしても一般市民向けとなるのであるが、今後、企業に対しても理解啓発をしていく必要があると思う。

この委員会を通じて、こうした働きかけもしていかななくてはいけないのではないかと思いますので、障害者施策の中に、こうした啓発も入れていただければと思います。

● 傍聴人

ただ今の件につきまして、県では、障害者等用駐車区画というかたちで、障害者用の利用証を発行させていただいておりまして、おっしゃられたお店には、去年、障害者等

用駐車区画の登録のお願いに行っているんです。その際には、斜線部分に邪魔にならないようにコーンを置いてくださいとお願いしているところですので、店長さんにこういった話があったことをお伝えいたします。

●会長

県のあいサポート研修でお願いします。

県のあいサポート研修で、障害を理解していただくことを広めて行っていただければと思います。

●L委員

先程、学童保育所の話しがございましたが、私の知り合いが、市内の学童保育所に勤めたんですが、一週間でやめました。その方は教員や保育士の免許を持っていなかったんですが、発達障害の子どもさんが多く、とても対応が難しく、私には無理だということでした。

市内にあるどこの学童保育所も人数が多く、先生方もいろんな子どもさんを見ながら苦勞されているというお話を聞きますので、こうしたことを皆さんにも知っていただきたいと思います。